

カワサキ会計事務所ニュース

令和7年8月号 第61号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <https://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

8月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期
個人事業税 第1期

8/9(土)～8/11(月)、8/13(水)～17日(日)
カワサキ会計事務所はお休みします。



「インボイス制度Q&A」は随時更新されています

2023年10月より始まった「インボイス制度」ですが、国税庁HPのQ & Aコーナーでは新しい質疑応答が随時更新されています。今回はそのいくつかを取り上げたいと思います。

(適格請求書の交付に当たっての期間制限)

問24-5 当社は、小売業を営んでおります。適格簡易請求書をレジにて代金を収受する際にレシートの形式で交付していますが、後日、レシートを亡失したとして、顧客から再交付をもとめられることがあります。当社のレジシステムでは90日間しかレシートの再発行ができないのですが、その期間を過ぎた場合にはどうしたらよいでしょうか。【令和7年6月追加】

【答】 適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が生じます(消法57の4①)。この交付義務については、適格請求書発行事業者が行った課税資産の譲渡等につき、課税事業者からの求めに応じて生じるものであり、商品の販売時に適格簡易請求書を交付しているのであれば、一義的にはその時点で交付義務を果たしていることになりますので、後日交付を求められた際に、改めて交付する義務が生じることはありません。

以下省略

(従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除)

問94-2 当社は、事業に必要な消耗品等を従業員が自ら購入し、その際受領した適格簡易請求書と引き換えに、当該消耗品費を支払っています。この場合、当該適格簡易請求書の宛名には「従業員名」が記載されているのですが、これをそのまま保存することで、当社は、仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。【令和6年4月追加】

【答】 従業員が事業に必要なものとして購入した消耗品等の代金を貴社が負担する場合には、それは貴社が負担すべき費用を従業員から立替払を受けた事になります。

原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書であったとしても、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又は名称が記載されている場合には、当該適格簡易請求書をそのまま受領し保存したとしても、これをもって、仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、当該従業員が貴社に所属していることが明らかとなる名簿や当該名簿の記載事項に係る電磁的記録の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、当該従業員名簿等の保存をもって、貴社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

(実費精算の出張旅費等)

問107-2 当社は、社員が出張した場合、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。この際、実際にかかった費用に基づき精算を行うため、社員からは、支払の際に受け取った適格請求書等を徴求することとしています。この実費に係る金額について、帳簿のみの保存により仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。【令和6年4月追加】

【答】 社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(消法30⑦、消令49①-二、消規15の4二、基通11-6-4)。

この社員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

<長崎県の路線価について:4年連続上昇!>

令和7年7月1日国税庁より令和7年1月1日時点での「路線価」が公表されました。国税庁のHPで誰でも閲覧することができます。手順としては、国税庁のHPから URLは <https://www.nta.go.jp/> です。

長崎県内の路線価によると、標準宅地の平均変動率は前年より1.1%上昇し、4年連続プラスに転じたとのことです。次に、路線価のURLは <https://www.rosenka.nta.go.jp/> です。次に、年度を選択し、該当する都道府県より市町村を選択し、該当する地点の「路線価図」を選択し、印刷することができます。

「路線価」地域ではない場合は、「評価倍率表」を選択し、印刷することができます。市町村の固定資産税の評価額に、この倍率を乗じた価額が、土地の評価額となります。「路線価」に関する相談は、当事務所へ！